

GDPR第13条に基づく情報提供義務 応募者を対象

責任者の名称	FMT Swiss AG Fluid Management Technologies Swiss AG Gewerbstrasse 6 6330 Cham スイス
責任者の連絡先	電話：+41 41 712 05 37 E メール：info@fmtag.ch
データ処理の目的および法的根拠	1. GDPR第6条第1項bに従った契約上の義務の履行、すなわち採用の交渉を行い、場合により応募者と雇用契約を締結し、関連の所要手続を進めることをデータ処理の目的としています。 2. GDPR第6条第1項fに基づく利益優先度の考慮において： 当社または第三者の正当な利益を守るために、必要に応じて、契約の履行自体に必要な範囲を超えて応募者のデータを処理します。そのような正当な利益には、社内の電話・連絡先リスト（イントラネット）の処理、社内外の連絡・広報活動、社内管理目的（不法侵入を防ぐためのビデオ監視、ITセキュリティやIT運用の保全、立入管理などの建物や設備のセキュリティ対策、犯罪行為の防止、法的請求の主張、法的紛争での弁護、補助金プロジェクトの申請）のための企業グループ内におけるデータ移転などが含まれます。 3. 法定期間以上のデータ保存またはニュースレター受信といった、特定の目的のために個人情報の処理に同意する限りにおいて、GDPR第6条第1項aに基づくご本人の同意に基づきデータ処理が行われます。 4. GDPR第6条1項cに基づく法的要件、すなわち商法典第257条、公課法第147条、税務データの保管に関する原則（GoBD）、社会法典（SGB）、一般平等処遇法（AGG）、その他関連法に基づく各種の法的義務を根拠としてデータ処理が行われます。
データの受取人	当社内で応募者のデータにアクセスできるのは、それを契約上の義務や法的義務の履行のために必要とする従業員に限定されます。 当社との契約で義務付けられたサービスプロバイダーや履行補助者は、その関係者に秘密保持を義務付け、かつ書面でデータ保護法関連の指図を行うことを前提として、上記目的でデータを受領することが認められます。これらは、主に以下の分類に該当する企業です。 EDP/ITアプリケーションのサポートと保守、ウェブホスティング業者、書類やデータキャリアの破棄、法的請求の主張または法的紛争での弁護のための弁護士、支払取引。 さらに、ご応募に関連してそれが法律で義務付けられている限り（連邦雇用庁への届出など）、またはご応募に関連して応募者または第三

	者と契約を交渉し、適宜締結することを目的とする上記のデータ処理のために、およびデータ処理が必要になる法的根拠（例えばEU域内外の移動手段の予約、EU域内外に拠点を置く航空会社のフライト予約など）に基づいて、または当社が応募者の同意を得ている場合、第三者が特定の目的で当該データを受領することがあります。 データ転送に関する法的または契約上の義務がない限り、データ移転には必ず応募者の同意が必要になります。
保存期間の決定基準	応募者の個人情報、求人応募の手續において当社の契約上の義務および法定義務を履行するために必要な期間にわたり保存されます。そのような保存期間は通常、6ヶ月です。応募者が法定期間を超えて自身のデータを保存することに同意する場合、保存期間は相応に延長される可能性があります。 データが契約上または法的な義務の履行に必要でなくなれば、法定の保存期間（商法および税法上の保管義務である10年の充足、自社や応募者を対象とする補助金プロジェクトに関連する文書の保管義務である15年の充足）を理由として保存が必要である場合を除き、当該データは削除されます。
応募者の権利	応募者は、当該の個人情報についてアクセス権、訂正権、削除権、その処理の制限権、処理に対して異議を申し立てる権利、データトランスポートビリティの権利を有します。 応募者は随時、処理に対する同意を撤回できます。ただし、撤回の遡及効は認められません。 また、応募者には監督機関に不服を申し立てる権利があります。
応募者情報を提供する必要性	求人応募に伴い応募者または第三者と雇用契約やその他の契約を交渉し、適宜、締結するために上記のデータ処理目的で、およびデータ処理を必要とする法的根拠に基づいて、個人情報の提供は行われます。当該の個人情報なしには、当社はご本人の応募を処理することができず、適宜、契約を締結することもできません。
第三国または国際機関に対する個人情報の移転	EUまたは欧州経済圏（EEU）外の国（以下、「第三国」）に対するデータ移転は、求人応募に伴い応募者または第三者と雇用契約やその他の契約を交渉し、適宜、締結するために必要である、または法的に義務付けられている場合（税法上またはその他規定による届出義務）、当社が応募者の同意を得ている場合、またはGDPR第28条に基づく委託処理で必要とされる場合に限り認められます。 いわゆる第三国に所在するサービスプロバイダーを利用する場合、同者に書面による指図に従わせ、EU標準契約条項（SCC）の締結を通じて欧州のデータ保護水準を遵守させる義務があります。
GDPR第22条(1)および(4)に基づく自動意思決定	GDPR第22条第1項と第4項に定義された、個人に対する自動化された意思決定は行われません。
ダイレクトマーケティング施策に対する異議申立権	応募者の同意に基づいてデータ処理が行われる限りにおいて、応募者はいつでも同意を撤回する権利を有します。ただし、撤回前に同意に基づいて行われたデータ処理の合法性は、これに影響されません。